

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
機械等の種類	事項	図面等	機械等の種類	事項	図面等
別表第七（第八十六条、第八十八条関係）	(略)	(略)	別表第七（第八十六条、第八十八条関係）	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	備考	(略)	(略)
弗化水素	(略)	(略)	弗化水素	(略)	(略)
一・三ープロパンストン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一ージメチルヒドラジン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満			
一・四ージクロローニーブテン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	三・,三ージクロロー四・,四ージアミノジフェニルメタン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
三・,三ージクロロー四・,四ージアミノジフェニルメタン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満			
酢酸メチル	一パーセント未満	一パーセント未満	酢酸メチル	一パーセント未満	一パーセント未満
酸化プロピレン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満			
物	含有量 (重量パーセント)	含有量 (重量パーセント)	物	含有量 (重量パーセント)	含有量 (重量パーセント)
別表第二（第三十条関係）	(略)	(略)	別表第二（第三十条関係）	(略)	(略)

<p>一六 (略)</p> <p>七 機械集材装置(原動機の定格出力が七・五キロワットを超えるものに限る。)</p>	(略)	(略)
<p>八 (略)</p>	(略)	(略)
<p>九 軌道装置</p> <p>一 (略)</p> <p>二 起点及び終点の位置並びにその高低差(平均勾配)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 最小曲線半径及び最急勾配</p> <p>五 (略)</p> <p>六 橋梁又は栈橋の長さ、幅及び構造</p> <p>七 一三 (略)</p>	(略)	(略)
<p>十 型枠支保工(支柱の高三・五メートル以上のものに限る。)</p> <p>十一 二〇の三 (略)</p>	(略)	(略)
<p>二十の四 特化則第三十八條の十九の一・三</p> <p>三 一プロパンストン等(以下この項において一・三</p>	<p>一 一・三</p> <p>二 主要構造部分の</p>	<p>一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>二 一・三</p>

<p>一六 (略)</p> <p>七 機械集材装置(原動機の定格出力が七・五キロワットを超えるものに限る。)</p>	(略)	(略)
<p>八 (略)</p>	(略)	(略)
<p>九 軌道装置</p> <p>一 (略)</p> <p>二 起点及び終点の位置並びにその高低差(平均勾配)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 最小曲線半径及び最急勾配</p> <p>五 (略)</p> <p>六 橋梁又はさん橋の長さ、幅及び構造</p> <p>七 一三 (略)</p>	(略)	(略)
<p>十 型枠支保工(支柱の高三・五メートル以上のものに限る。)</p> <p>十一 二〇の三 (略)</p>	(略)	(略)

二十一～二十五(略)	<p>ロパンストン等」という。)を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備</p>		<p>構造の概要 三 附属設備の構造の概要 四 密閉の方式及び労働者に当該物質を取り扱わせるときは健康障害防止の措置の概要</p>		<p>造し、又は取り扱う設備を設置する建築物の構造 三 一・三ープロパ ンストン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の配置状況を示す図面 四 一・三ープロパ ンストン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の図面</p>
二十一～二十五(略)		(略)		(略)	

○特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	<p>目次 第一章 総則(第一条―第二条の二) 第二章～第五章 (略) 第五章の二 特殊な作業等の管理(第三十八条の五―第三十八条の十九) 第六章～第十章 (略) 附則</p>
現 行	<p>目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章～第五章 (略) 第五章の二 特殊な作業等の管理(第三十八条の五―第三十八条の十八) 第六章～第十章 (略) 附則</p>

(定義等)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一 二 (略)

三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19から20まで、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号から第二十号まで、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四 一 七 (略)

二 一 三 (略)

(適用の除外)

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

一 令別表第三第二号15に掲げる物及び別表第一第十五号に掲げる物(以下「酸化プロピレン等」という。)を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務(直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。)

二 酸化プロピレン等を貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務(直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。)

(特定化学物質作業主任者の選任)

(定義等)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一 二 (略)

三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四 一 七 (略)

二 一 三 (略)

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 (略)

2 令第六条第十八号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、15、19、19の2、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 令第二十一条第七号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

第二十七条 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、19、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、19、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、19の2、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

(一・三)ブタジエン等に係る措置)

第三十八条の十七 事業者は、一・三ブタジエン若しくは一・四ブタジエン又は一・三ブタジエン若しくは一・四ブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(一・三)プロパンスルトン等に係る措置)

第三十八条の十九 事業者は、一・三プロパンスルトン又は一・三プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有す

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、19、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十九号、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

(一・三)ブタジエン等に係る措置)

第三十八条の十七 事業者は、一・三ブタジエン又は一・四ブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

る製剤その他の物（以下この条において「一・三ープロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造のものとする。

二 一・三ープロパンスルトン等により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が一・三ープロパンスルトン等により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不透性の容器に納めておき、廃棄するときは焼却その他の方法により十分除毒すること。

三 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（当該設備のバルブ又はコックを除く。）については、一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため堅固な材料で造り、当該設備のうち一・三ープロパンスルトン等が接触する部分については、著しい腐食による一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため、一・三ープロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講ずること。

四 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から一・三ープロパンスルトン等が漏えいすることを防止するため、ガasketを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講ずること。

五 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

イ 開閉の方向を表示すること。

ロ 色分け、形状の区分等を行うこと。ただし、色分けのみに

よるものであつてはならない。

六 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによること。

イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三ープロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

ロ 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にはしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。

七 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する労働者が当該送給を誤ることによる一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため、当該労働者が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ バルブ、コック等（一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は容器に原材料を送給するとき、及び当該設備又は容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁その他の安全装置の調整



- ホ 蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における一・三ープロパンスルトン等の漏えいの有無の点検
- ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理
- ト 容器の運搬及び貯蔵
- チ 設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理
- リ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ヌ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ
- ル その他一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置
- 九 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不透水性の材料で造ること。
- 十 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三ープロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものには、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- 十一 一・三ープロパンスルトン等を運搬し、又は貯蔵するときは、一・三ープロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。
- 十二 前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三ープロパンスルトン等の名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。
- 十三 一・三ープロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。
- 十四 一・三ープロパンスルトン等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、一・三ープロパンスルトン等が発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておくこと。
- 十五 その日の作業を開始する前に、一・三ープロパンスルトン

等を製造し、又は取り扱う設備及び一・三ープロパンスルトン等が入っている容器の状態並びに当該設備又は容器が置いてある場所の一・三ープロパンスルトン等による汚染の有無を点検すること。

十六 前号の点検を行った場合において、異常を認めるときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三ープロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。

十七 一・三ープロパンスルトン等を製造し、若しくは取り扱う設備若しくは容器に一・三ープロパンスルトン等を入れ、又は当該設備若しくは容器から取り出すときは、一・三ープロパンスルトン等が漏れないよう、当該設備又は容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。

十八 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場である旨

ロ 一・三ープロパンスルトン等の人体に及ぼす作用

ハ 一・三ープロパンスルトン等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

十九 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三ープロパンスルトン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

二十 一・三ープロパンスルトン等の皮膚の汚染防止のため、保

護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

二十一 事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に第十九号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

（健康診断の実施）

第三十九条（略）

254（略）

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、第二條の二各号に掲げる業務とする。

別表第一（第二條、第五條、第三十六條、第三十八條の三關係）

一5十四（略）

十五 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化

プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六5十九（略）

十九の二 一・一—ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一—ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十5三十六（略）

別表第三（第三十九條關係）

業務	期間	項目
(一)	(略)	一 (略) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他
(略)	(略)	覚症状又は自覚症状の既往歴

（健康診断の実施）

第三十九条（略）

254（略）

別表第一（第二條、第五條、第三十六條、第三十八條の三關係）

一5十四（略）

十五 削除

十六5十九（略）

二十5三十六（略）

別表第三（第三十九條關係）

業務	期間	項目
(一)	(略)	一 (略) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他
(略)	(略)	覚症状又は自覚症状の既往歴

(五)	(四)	(二) (三)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		
<p>一 (略)</p> <p>二 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 五 (略)</p>	<p>の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	

(五)	(四)	(二) (三)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		
<p>一 (略)</p> <p>二 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 五 (略)</p>	<p>の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	

(十)	(九) (略)	(八)	(六・七) (略)	
(略)		(略)		
(略)		(略)		
五・六 (略)	一～三 (略) 四 肝又は脾の腫大の有無の検査	一 (略) 二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜し眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 (略)	四・五 (略)	他覚症状の有無の検査

(十)	(九) (略)	(八)	(六・七) (略)	
(略)		(略)		
(略)		(略)		
五・六 (略)	一～三 (略) 四 肝又は脾の腫大の有無の検査	一 (略) 二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜し眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 (略)	四・五 (略)	及び他覚症状の有無の検査

( 五 )	( 四 ) (略)	( 三 )	( 三 )	( 二 )
(略)		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	
六 (略)	一～四 (略)	四 (略)	一・二 (略)	一 (略)
五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見 の有無の検査		三 頭重、頭痛、もの忘れ、不 眠、倦怠感、悪心、食欲不振 、顔面蒼白、手指の振戦等の 他覚症状又は自覚症状の有無 の検査	三 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の有無の 検査	二 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の既往歴 の有無の検査

( 五 )	( 四 ) (略)	( 三 )	( 三 )	( 二 )
(略)		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	
六 (略)	一～四 (略)	四 (略)	一・二 (略)	一 (略)
五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見 の有無の検査		三 頭重、頭痛、もの忘れ、不 眠、倦怠感、悪心、食欲不振 、顔面蒼白、手指の振せん等 の他覚症状又は自覚症状の有 無の検査	三 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の有無の 検査	二 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の既往歴 の有無の検査

( 六 )	( 七 )	( 八 )
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の有無の既往歴の有無の検査</p> <p>四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>	<p>一 二 (略)</p> <p>三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四・五 (略)</p>	

( 六 )	( 七 )	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
<p>一 二 (略)</p> <p>三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振せん、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一 二 (略)</p> <p>三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振せん、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四・五 (略)</p>	

(三三)	(三三)	(三三)	
(略)	一・一―ジメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	
(略)	六月		
<p>一 (略)</p> <p>二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 一・一―ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>	の検査	

(三三)		(三三)	
(略)		(略)	
(略)			
<p>一 (略)</p> <p>二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>			



(三二五)	(三二四)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
<p>一 (略)</p> <p>二 トリレンジイソシアネートによる頭痛、頭の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、</p> <p>三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>検査 四 (略)</p>

(三二三)	(三二三)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
<p>一 (略)</p> <p>二 トリレンジイソシアネートによる頭痛、頭の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜炎、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>検査 四 (略)</p>

三二)	(三九)	(三六)	(三六・三七)
(略)	(三二)	(略)	(略)
(略)		(略)	
一・二 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎		一 (略) 二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四・五 (略)	四 全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (略)

三九)	(三七・三六)	(三六)	(三四・三五)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
一・二 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎		一 (略) 二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四・五 (略)	四 全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (略)

(三十四)	(三十三)	(三十二)	(
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		
<p>一 (略)</p> <p>二 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四・五 (略)</p>	

(三十三)	(三十二)	(三十一)	(
	(略)	(略)	
	(略)		
<p>一 (略)</p> <p>二 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四・五 (略)</p>	

(三六) (略)	(三五)	
	(略)	
	(略)	
四 (略)	<p>一 (略)</p> <p>二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査</p>	<p>三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 六 (略)</p>

(三十四) (略)	(三十三)	
	(略)	
	(略)	
四 (略)	<p>一 (略)</p> <p>二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査</p>	<p>三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 六 (略)</p>

(一)	業務	別表第四(第三十九条関係)	(三五)	(三六)	(三七)
(略)			(略)		(略)
一 (略) 二 医師が必要と認める場合は 膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	項目		一 (略) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の既往歴 の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の有無の 検査 四 (略)		一・二 (略) 三 頭痛、不眠、易疲労感、め まい、易興奮性、悪心、せき 、上気道刺激症状、胃腸症状 、結膜及び角膜の異常、歯牙 の変化等の他覚症状又は自覚 症状の有無の検査

(一)	業務	別表第四(第三十九条関係)	(三七)	(三六)	(三五)
(略)			(略)		(略)
一 (略) 二 医師が必要と認める場合は 膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	項目		一 (略) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の既往歴 の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の有無の 検査 四 (略)		一・二 (略) 三 頭痛、不眠、易疲労感、め まい、易興奮性、悪心、せき 、上気道刺激症状、胃腸症状 、結膜及び角膜の異常、歯牙 の変化等の他覚症状又は自覚 症状の有無の検査

(十)	(十)	(七) 〜 (九)	(六)	(二) 〜 (五)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 二 肝又は脾の腫大を認める場 (略)	一 二 三 骨髓性細胞の算定 医師が必要と認める場合は 胸部のエツクス線直接撮影 若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診 、気管支鏡検査又は腎機能検査		一 二 医師が必要と認める場合は 、特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエツクス線撮影等による検査、血液検査 (血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	

(十)	(十)	(七) 〜 (九)	(六)	(二) 〜 (五)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 二 肝又は脾の腫大を認める場 (略)	一 二 三 骨髓性細胞の算定 医師が必要と認める場合は 胸部のエツクス線直接撮影 若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診 、気管支鏡検査又は腎機能検査		一 二 医師が必要と認める場合は 、特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエツクス線撮影等による検査、血液検査 (血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	

(三)	(三)	(三)	(三) (五)	(
取り扱う業務を含む。)を製造し、又は有する製剤その他の物を一パーセントを超えて含	(略)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	
一 作業条件の調査 二 肝機能検査	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <small>かたん</small> の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査		合は、血小板数、ガンマーグ ルタミルトランスペプチダー ゼ(γ-GTP)及びクンケル反 応(ZTT)の検査 三 (略)

	(三)		(三) (五)	(
	(略)		(略)	
	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <small>かたん</small> の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査			合は、血小板数、ガンマーグ ルタミルトランスペプチダー ゼ(γ-GTP)及びクンケル反 応(ZTT)の検査 三 (略)

(三九)	(三八)	(二六)   (二七)	(二五)	(二三)   (二四)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 (略) 二 医師が必要と認める場合は膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査		一 (略) 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸物理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査	

(三七)	(三六)	(二四)   (二五)	(二三)	(二一)   (二二)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 (略) 二 医師が必要と認める場合は膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査		一 (略) 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸物理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査	



別表第五 (第三十九条関係)

一〇六 (略)

六の二 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 (略)

七の二 一・一―ジメチルヒドラジン含有する製剤その他の物。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八〇十五 (略)

別表第五 (第三十九条関係)

一〇六 (略)

七 (略)

八〇十五 (略)

○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																									
<p>別表第一（第三条及び第四条関係） 表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働省令 第三十九号）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働省令 第三十九号）	(略)	(略)	(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存	(略)	<p>別表第一（第三条及び第四条関係） 表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働省令 第三十九号）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働省令 第三十九号）	(略)	(略)	(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存	(略)								
(略)	特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働省令 第三十九号）	(略)	(略)																								
(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存	(略)																								
(略)	特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働省令 第三十九号）	(略)	(略)																								
(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存	(略)																								
<p>別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>特定化学物質障害 害予防規則</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>第三十八条の十九第十九号の規定による記録</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	特定化学物質障害 害予防規則	(略)	(略)	(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録	(略)	(略)	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	(略)	<p>別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>特定化学物質障害 害予防規則</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	特定化学物質障害 害予防規則	(略)	(略)	(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録	(略)	(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録	(略)
(略)	特定化学物質障害 害予防規則	(略)	(略)																								
(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録	(略)																								
(略)	(略)	第三十八条の十九第十九号の規定による記録	(略)																								
(略)	特定化学物質障害 害予防規則	(略)	(略)																								
(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録	(略)																								
(略)	(略)	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録	(略)																								